

愛川町文化芸能全国大会等出場奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の文化芸能活動に対する意識高揚を図るため、アマチュアを対象とした文化芸能等の全国大会及び国際大会(以下「大会」という。)に出場することにより、本町の文化振興に寄与すると認められる個人又は団体に対し、出場経費の一部を交付することについて愛川町補助金の交付等に関する規則(昭和54年愛川町規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象となる大会)

第2条 対象となる大会は、予選を経て全国規模で開催するもの又は予選を伴う国際規模の大会とする。ただし、特定の会員を対象とした大会は、除くものとする。

(交付の対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、前条に掲げる大会に出場する町内に居住する個人又は町内に所在する団体とする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、別表に定める額とする。

(交付の回数)

第5条 同一の個人又は団体に対する奨励金の交付回数は、全国大会及び国際大会への出場に対し、一会計年度においてそれぞれ1回とする。

(申請手続)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、愛川町文化芸能全国大会等出場奨励金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(奨励金交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定により申請書を受理したときは、内容を審査のうえ、愛川町文化芸能全国大会等出場奨励金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(結果報告)

第8条 奨励金の交付を受けた者は、大会終了後、速やかに愛川町文化芸能全国大会等出場結果報告書(第3号様式)を町長に提出しなければならない。

(奨励金の返還)

第9条 町長は、奨励金の交付を受けた者が当該大会に出場しなかったときは、奨励金交付の決定を取り消し、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度町長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別 表(第4条関係)

大会等の区分	交 付 額	
	団 体	個 人
全国規模の大会	10,000円×出場人員 (上限100,000円)	10,000円
国際規模の大会	右欄に掲げる開催地別単価×出場人員 (上限100,000円)	(国内)10,000円 (国外)30,000円

※金額は上限を示し、上記金額の範囲内で交付する。

※団体の出場人員に町外者は含まないものとする。